

[事案 21-28] 契約無効確認・既払込保険料返還請求

- ・平成 21 年 6 月 24 日 裁定申立受理
- ・平成 22 年 1 月 26 日 裁定終了

< 事案の概要 >

募集人（銀行員）が変額年金保険のリスクを説明せず、リスクのないような契約と誤認させたとして、支払済み保険料（一時払）の返還を求めたもの。

< 申立人の主張 >

平成 19 年 9 月、募集人に勧められ定期預金を解約し変額個人年金（一時払保険料 400 万円）に加入した。同保険は下記のとおり騙されて契約したものであり、支払済みの保険料を全額返還して欲しい。

- (1) 募集人は「リスクがあるものはやりたくない。」という意向の告知を受けて申立契約の案内をしたのであるから、当然それにはリスクがないものであると誤認させられた。
- (2) 商品説明においても、「5 年で元金が 120%になる」ことを強調し、5 年間年利 4%が確定であるかのように誤信させた。
- (3) 資産が一定限度まで下がると運用停止になることの説明はあったが、その場合、元金相当額を 15 年間かけて受け取るようになるとの説明がなかった。
- (4) 解約時控除の説明はなく、運用停止となって 15 年間かけての払戻になることについて適切な説明がなかった。
- (5) そもそも定期預金をしていた顧客に対し、顧客の意向に沿わないリスク性商品を勧めるのであれば、その旨ははっきり話し、理解を得てから勧めるべきであるのに、正しい詳細な説明がなかったため、リスクのないものと理解してしまった。「意向確認書」も単なる形式にすぎず、その時点でリスクを理解させるような説明も確認行為もなかった。

< 保険会社の主張 >

下記のとおり、申立人の主張するような錯誤はないので、保険料の返還請求には応じられない。

- (1) 銀行の営業担当者は申立人に対して、2 日間にわたり、株式及び債券等に投資する投資信託で運用すること、従って積立金額は上がったたり下がったりし、払込保険料を下回ることがあること、運用成績が悪くて積立金額が基本保険金額の一定額以下になった場合は支払期間が 15 年間の年金に移行すること、解約時控除があること等のリスクを含めて変額年金保険の仕組みを説明しており、詐欺と言われるような不正話法は一切用いていない。
- (2) 銀行の営業担当者は、「意向確認書」を一項目ずつ読み上げると同時に、申立人に確認のうえ記入していただき、その際、殊に 7 項目目の積立金額が基本保険金額の一定率以下になった場合については強調して、申立人に確認いただいた。

< 裁定の概要 >

裁定審査会では、申立人および保険会社提出の書類等に基づき、申立人が錯誤に陥っていたかについて検討した結果、下記により、申立人が契約申込み当時、その主張するような錯誤に陥っていたものと考えすることはできない。仮に、申立人がその主張するような錯誤に陥っていたとしても、申立人には重大な過失があると言わざるを得ないので、申立契約の錯誤無効を主張することはできず（民法 95 条ただし書き）、生命保険相談所規程第 44 条にもとづき、裁定書にその理由を明らかにして、裁定手続きを終了した。

- (1) ①申立人が説明を受けたと認定されるリーフレットにはリスクの記載があり、通常人であれば申立契約にリスクがあることが容易に理解しうるものであること、②「保険契約書兼告知書」および「意向確認書」にもリスクの記載があり、それに対して申立人自身が「はい」とチェックしていること、③資産が一定限度になったら、運用を停止する

との説明を募集人から受けたことは申立人も認めていること、④申立人には株式、投資信託、外貨預金への投資経験があること、などの事実を総合考慮すると、申立人は、申立契約がリスクのある商品であることは、契約時に十分に認識していたと考えざるを得ない。

- (2) 申立人は、募集人が「5年で元金が120%になる」ことを強調し、それが確定であるかのような説明であったと主張するが、リーフレットには容易に気付く場所に「1987年12月末から2006年9月末までのインデックス推移をもとに試算した場合の目標値へ到達する確率です。」との記載があり、そのすぐ下「！」マークの横に「上記の期間や確率については、過去の参考指数に基づくシミュレーションをもとに算出したものです。従って、将来目標値に到達するまでの平均運用期間や確率の確実性を示唆あるいは保証するものではありません」との記載があるので、5年で元金が120%になることが確定であるとは読み取れず、これを見せながら説明した募集人がそのような説明をしたとは、推測しえない。
- (3) 申立人は、募集人が「資産が一定限度に下がったら、運用を停止する」と説明をしたが、それによって、「元金が15年間の受取になること」の説明をしなかったと主張するが、この点については、リーフレット及び意向確認書に明記されており、申立人も意向確認書に自らチェックをしているのであるから、このような申立人の主張を認めることはできない。